

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

美里町長 原田 信次

市町村名 (市町村コード)	埼玉県児玉郡美里町 (113816)	
地域名 (地域内農業集落名)	円良田 円良田	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月7日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

《現状》 エゴマ、露地野菜、果樹
《課題》 ①すべての作柄において既存農家の高齢化が進んでいて、新規就農者がいない ②中山間地域のため農地に高低差があり大区画に向かない

(2) 地域における農業の将来の在り方

《耕作者》 ・地主による耕作が難しくなった農地は、町内の担い手農業者への集積・集約を基本としつつ、状況に応じて町外の認定農業者や法人の受け入れを行う。 ・農地の遊休化対策のため、エゴマや露地野菜の青年新規就農者を育成していく。
《作物》 獣害を防ぐため施設野菜、エゴマ、ブルーベリーなど地域に適した作物を栽培する。 ・生産拡大のため、リタイヤ農家の農地を担い手に集積・集約する。 ・施設野菜や花の生産規模の維持、拡大(キュウリ、トマト、イチゴ、花き、花木等) ・遊休農地対策として、工芸作物、雑穀、燃料作物の導入を検討する。 ・特産のブルーベリーは既存の晩生種の剪定技術向上を推進しつつ、早生種の導入を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地のうち農業上の利用が行われる区域を設定する。
・保全・管理等が行われる区域については、具体的な取組みが計画された場合に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手農業者(認定農業者、認定新規就農者、大規模農家)、耕作拡大希望者があれば必要に応じ協議を開催し、農地の集積・集約化を推進していく。 また、町外を含めた担い手(法人等含む)を積極的に募る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地主による耕作が難しくなった農地については、農地中間管理事業への貸付けを進め、担い手(認定農業者、認定新規就農者、大規模農家)、耕作拡大希望者への農地集積・集約化を推進していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・規模拡大に伴う、簡易な畦畔の撤去(復旧も含む)は、農業者が実施する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
エリア内の既存農家で農地集積、集約を推進していても、エリア内の耕作状況の維持が難しくなると予見される場合は、地域内外から多様な経営体を募り、そのエリアに担い手として定着するために町、県、農林公社、JA等が連携して必要な支援を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
担い手により活用できるサービスを検討。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦保全・管理等
・担い手への農地集約が進むまでは、地域で草刈り等を行い保全・管理を行う。